

# 日本大学利益相反マネジメント内規

(平成21年10月6日制定 平成22年4月1日施行  
平成21年10月1日施行 平成25年3月12日改正  
平成22年3月16日改正 平成25年4月1日施行)

## (目的)

第1条 この内規は、日本大学(以下「本大学」という)の教職員等が産学官連携・知的財産活動(以下「産学官連携活動等」という)を行う上での利益相反を適正に管理するため必要な事項を定めることにより、本大学における産学官連携活動等の推進を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この内規でいう用語の定義は、次のとおりとする。

教職員等とは、次の者をいう。

- (1) 本大学の役員、専任教職員、顧問、嘱託
- (2) 本大学から委嘱されている客員教授又は非常勤講師、共同研究者、受託研究者等で、前(1)とともに産学官連携活動等を行う者

利益相反とは、原則として「個人としての利益相反」の概念を指し、「個人としての利益相反」とは、本大学の教職員等個人が産学官連携活動等に伴って得る利益と、本大学における教職員等としての教育・研究に関する責務が相反している状況をいう。

利益相反マネジメントとは、利益相反を把握及び管理することをいう。

## (利益相反マネジメントの対象)

第3条 利益相反マネジメントは、本大学の教職員等が、特定の企業、国又は公的機関及びその他の団体(以下「企業等」という)と産学官連携活動等を行う場合であって、かつ、次の各号に掲げる行為を行う場合を対象として行う。

企業等から一定額以上の金銭若しくは便宜の供与又は株式等経済的利益を得る場合

企業等から一定額以上の物品、サービス等を購入する場合

本大学の大学院生、学生等を産学官連携活動等に從事させる場合

その他次条に定める日本大学利益相反委員会が利益相反マネジメントの対象として認めた行為を行う場合

## (利益相反委員会の設置)

第4条 本大学に、利益相反を適正に管理するため、日本大学利益相反委員会(以下「利益相反委員会」という)を置く。

## (利益相反委員会の審議事項)

第5条 利益相反委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

利益相反マネジメントに係る規程等の制定及び改廃に関する事項

利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関する事項

利益相反に係る審査及び必要な勧告等に関する事項

利益相反マネジメントのための調査に関する事項

利益相反マネジメント委員会の活動の検証に関する事項

利益相反に関する諸官庁への報告等に関する事項

利益相反に関する社会への情報公開に関する事項

利益相反に関する外部からの指摘への対応に関する事項

その他本大学の利益相反マネジメントに関する重要事項

(利益相反委員会の構成)

第6条 利益相反委員会は、次の者をもって構成し、委員は大学が委嘱する。

副学長(研究担当)

総務部長

人事部長

広報部長

研究推進部長

研究委員会委員 若干名

産官学連携知財センター運営委員会委員 若干名

利益相反に関し専門的知識を有する学外者 若干名

その他利益相反委員会の委員長が必要と認めた者 若干名

(利益相反委員会の委員長)

第7条 利益相反委員会の委員長は、副学長(研究担当)とする。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、次条に定める副委員長がその職務を代行する。

3 委員長は、利益相反委員会の議事等を、必要に応じ常務理事会に報告するものとする。

(利益相反委員会の副委員長)

第8条 利益相反委員会に、副委員長を置く。

2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名し、大学が委嘱する。

(利益相反委員会の招集)

第9条 利益相反委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(構成員以外の出席)

第10条 委員長は、必要に応じ、利益相反委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(利益相反委員会委員の任期)

第11条 利益相反委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事等)

第12条 利益相反委員会の委員は、自らが携わる産官学連携活動等に係る利益相反の場合、その議事に加わることができない。

(専門委員会)

第13条 利益相反委員会に利益相反マネジメント委員会(以下「マネジメント委員会」という)を置く。また、必要に応じその他専門委員会を置くことができる。

(マネジメント委員会の業務)

第14条 マネジメント委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

利益相反マネジメントに関する諸基準等の策定

第22条に定める利益相反アドバイザーの活動支援

利益相反に係る調査及び広報活動

利益相反に係る教職員等の自己申告に関する審査

利益相反に係る教職員等への対応並びに自己申告の審査状況等の利益相反委員会への報告及び  
付議

第27条第3項に定める勧告等を受けた教職員等に対するモニタリング

臨床研究など特殊分野における利益相反マネジメント

利益相反に係る相談，自己申告等の情報管理

その他本大学の利益相反マネジメントに関する必要事項

(マネジメント委員会の構成)

第15条 マネジメント委員会は，次の者をもって構成し，委員は大学が委嘱する。

研究推進部長

利益相反に関し専門的知識を有する者 若干名

その他利益相反委員会の委員長が必要と認めた者 若干名

(マネジメント委員会の委員長)

第16条 マネジメント委員会の委員長は，研究推進部長とする。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは，次条に定める副委員長がその職務を代行する。

(マネジメント委員会の副委員長)

第17条 マネジメント委員会に，副委員長を置く。

2 副委員長は，委員のうちから委員長が指名し，大学が委嘱する。

(マネジメント委員会の招集)

第18条 マネジメント委員会は，委員長が招集し，その議長となる。

(構成員以外の出席)

第19条 委員長は，必要に応じ，マネジメント委員会に委員以外の者を出席させ，意見を求めることができる。

(マネジメント委員会委員の任期)

第20条 マネジメント委員会の委員長，副委員長及び委員の任期は，1年とする。ただし，再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(議事等)

第21条 マネジメント委員会の委員は，自らが携わる産学官連携活動等に係る利益相反の場合，その議事に加わることができない。

(利益相反アドバイザー)

第22条 マネジメント委員会のもとに，利益相反マネジメントに関する助言，指導及びその他の専門的な事項を処理するため利益相反アドバイザー（以下「アドバイザー」という）を置く。

2 アドバイザーは，学内外の利益相反に関し専門的知識を有する者の中から，大学が委嘱する。

3 アドバイザーの任期は，1年とする。ただし，再任を妨げない。

4 アドバイザーには，利益相反アドバイザー料を支払うことができる。

(アドバイザーの業務)

第23条 アドバイザーは，次の各号に掲げる業務を行う。

利益相反に係る教職員等からの質問又は相談に応じ，必要な助言，指導等を行うこと。

利益相反に係る必要な調査及び情報提供

## その他アドバイザーとして必要な活動

### (利益相反相談窓口)

第24条 マネジメント委員会及びアドバイザーの業務を支援するため、学部等に利益相反相談窓口(以下「相談窓口」という)を置く。

2 相談窓口に関する事務は、本部においては総合科学研究所を所管する事務部門、大学院独立研究科及び専門職大学院においては当該研究科の事務を分掌する課等が行い、学部等においては研究事務課が行う。

### (相談窓口の業務)

第25条 相談窓口は、次の各号に掲げる業務を行う。

利益相反に係る自己申告書の配布及び受付

アドバイザーへの利益相反に係る相談希望等の受付

利益相反マネジメントに関する学部等への広報活動

その他相談窓口として対応が必要な事項

2 相談窓口は、前項第1号及び第2号により受け付けた書類を速やかにマネジメント委員会へ提出しなければならない。また、前項各号の業務について、定期的に利益相反委員会へ報告しなければならない。

3 相談窓口は、利益相反委員会が必要と認めた場合には、マネジメント委員会が行う当該教職員等の利益相反状況等のモニタリングに協力しなければならない。

### (申告)

第26条 第3条により対象となる教職員等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、毎年定期又は随時、利益相反に係る自己申告書をもって、利益相反の状況についてマネジメント委員会に申告しなければならない。

企業等から、株式(公開・未公開を問わない)、出資金、株式買入れ選択権(ストックオプション)、受益権等を得ている場合

同一の企業等から、年間の合計金額が100万円以上の給与等(コンサルタント料、謝金等サービス対価を含む)の収入(診療報酬を除く)を得ている場合

同一の企業等から、年間の合計金額が200万円以上の産学官連携活動等(申告者が関与した共同研究、受託研究、コンソーシアム、実施許諾・権利譲渡、技術研修、委員等の委嘱、客員研究員・ポスドクフェローの受入れ、研究助成金・奨学寄付金の受入れ、依頼試験・分析、機器の提供等を含む)に係る受入れがある場合

2 応募に際し、利益相反マネジメントの手続を経ることを条件とする競争的資金等へ応募を希望する教職員等は、前項にかかわらず、マネジメント委員会に申告しなければならない。

3 他者から利益相反に係る弊害が生じているかのごとく見られる可能性が懸念される教職員等は、第1項各号及び前項にかかわらず、マネジメント委員会に申告することができる。

4 マネジメント委員会は、申告の必要性があると認められる教職員等に申告を指示することができる。

5 自己申告書に記載しなければならない教職員等の範囲は、当該教職員等並びに当該教職員等と生計を一にする配偶者及び一親等の親族とする。

### (審査、勧告等)

第27条 マネジメント委員会は、前条の申告に基づき、自己申告書の取りまとめ及び審査を行い、利

益相反委員会に報告及び付議する。

- 2 前項の報告及び付議を受けた利益相反委員会は、利益相反の審査を行い、当該申告を行った教職員等に対し、その結果を書面により通知する。なお、是正・改善の勧告を行う場合は、当該申告を行った教職員等の所属長にも、書面をもって通知する。
- 3 利益相反委員会は、前項により勧告の通知を行った教職員等について、勧告への対応状況等の確認のため必要と認めた場合は、マネジメント委員会に当該教職員等へのモニタリングを指示することができる。
- 4 教職員等は、第2項の勧告の通知を受けた場合は、原則として従わなければならない。

(異議申立て)

第28条 前条第2項の勧告の通知を受けた教職員等は、その内容について異議があるときは、前条第4項にかかわらず、通知を受けた日から2週間以内に利益相反委員会の委員長に対し、異議の内容を記載した書面をもって、異議を申し立てることができる。

- 2 利益相反委員会の委員長は、前項の異議の申立てがあったときは、利益相反委員会を招集し、異議申立ての可否を決定する。
- 3 利益相反委員会の委員長は、必要に応じて異議を申し立てた教職員等を前項の利益相反委員会に出席させることができる。
- 4 利益相反委員会の委員長は、第2項の決定について、その理由を付した書面をもって、異議を申し立てた教職員等及び当該所属長に通知する。
- 5 異議を申し立てた教職員等は、第2項の決定に対し、再度異議の申立てを行うことはできない。

(外部からの指摘への対応)

第29条 第26条により申告を行った教職員等に関し、外部から利益相反の指摘があったときは、利益相反委員会の委員長は、関係部署等と対応を協議し、本大学として必要な説明を行う。

- 2 外部からの指摘があった場合には、その受付については、研究推進部が行う。

(秘密の保持)

第30条 本大学における利益相反マネジメントに関する業務に携わる者及び携わった者は、一切の情報を秘密として扱い、職務上知り得た秘密を許可なく他に漏らし、又は提供してはならない。

- 2 利益相反委員会、マネジメント委員会及び相談窓口は、提出された自己申告書等を秘密書類として管理・保存する。

(関係部署への通知)

第31条 利益相反委員会及びマネジメント委員会は、本大学の信頼に著しく影響を及ぼす利益相反の事実を知ったときは、速やかに関係部署に通知するものとする。

(所 管)

第32条 利益相反マネジメントに関する事務は、研究推進部が行う。

(要項等)

第33条 利益相反マネジメントその他に関し必要ある場合は、別に要項等で定めることができる。

## 附 則

- 1 この内規は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この内規は、国内外の経済情勢の変動や社会通念の変化、利益相反事例の蓄積状況等に適切に対応するために、適宜見直しを図るものとする。